

大川広域行政組合規約に定める負担金の負担割合等に関する規則

〔平成19年 3月29日  
規則 第 2 号〕

改正 平成19年 8月24日規則第13号 令和元年11月22日規則第 8号  
令和 2年 5月13日規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合規約(昭和45年8月26日。以下「規約」という。)第1条第2項に規定される負担金の負担割合のうち、負担金の種類、積算基礎及びその他必要な事項について定めるものとする。

(負担金の種類及び積算基礎)

第2条 規約別表に定める関係市が負担する負担金の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 均等割
  - (2) 人口割
  - (3) 徴収実績割
  - (4) 地方交付税の消防費基準財政需要額割
  - (5) 調査実績割
  - (6) 利用割
  - (7) 投入量割
  - (8) 審査件数割
- 2 前項第2号から第8号に定める負担金は、次の各号の積算基礎によるものとする。
- (1) 人口割に用いる人口は、普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号。以下第3号において同じ。)により算定した当該予算の属する会計年度前年度の地方交付税の算定に用いる人口による。ただし、規約第3条第3号の人口割に用いる人口は、当該年度前年の10月1日の常住人口によるものとし、同条第10号の人口割に用いる人口は、当該年度前年の9月30日において住民基本台帳に登録されている65歳以上の人口による。
  - (2) 徴収実績割に用いる実績は、当該予算の属する会計年度前々年10月1日から前年9月30日までの本税及び延滞金の滞納処分実績額による。
  - (3) 地方交付税の消防費基準財政需要額割は、普通交付税に関する省令により算定した当該予算の属する会計年度前年度の消防費基準財政需要額による。
  - (4) 調査実績割に用いる実績は、当該予算の属する会計年度前々年10月1日から前年9月30日までの埋蔵文化財調査実績による。
  - (5) 利用割に用いる利用者数は、当該予算の属する会計年度前々年10月1日から前年9月30日までの延利用者数による。
  - (6) 投入量割に用いる投入量は、当該予算の属する会計年度前々年10月1日から前年9月30日までのし尿及び浄化槽汚泥の投入量実績による。
  - (7) 審査件数割に用いる審査件数は、当該予算の属する会計年度において生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する介護扶助対象者のうち40歳以上65歳未満の医療保険未加入者の要介護状態等の審査判定の実施件数による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月24日規則第13号）

この規則は、平成19年8月24日から施行する。

附 則（令和元年11月22日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の積算基礎は、令和2年度以降の予算に係る負担金の積算から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前において積算した平成31年度以前の予算の積算基礎は、この規則による改正後においても、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和2年5月13日規則第3号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。